

運営規定への記載例

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する地域生活支援拠点等として、次の機能を担う。

- (1) 相談 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行または親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用および一人暮らしの体験の機会または場を提供する機能
- (4) 専門的人材育成の確保・養成 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保および専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【留意事項】

- ・各事業所の実態に応じて、(1)～(4)のうち実際に担う機能を記載すること。
- ・自立支援協議会に積極的に参加するなど、自立支援協議会との適切な連携を図ること。